

寒川町ネーミングライツ導入ガイドライン

平成 28 年8月

企画部資産経営課

[平成29年12月改正]

[令和 3年 4月改正]

[令和 4年 4月改正]

[令和 5年 4月改正]

[令和 7年 4月改正]

目次

1. 趣旨
2. ネーミングライツ導入の目的
3. ネーミングライツの概要
4. 導入の手続き
5. 導入対象施設等
6. ネーミングライツ付与の対価について
7. 契約期間
8. 愛称
9. ネーミングライツ・パートナーの募集方法等
10. 選定方法
11. 提案募集型における回答
12. ネーミングライツ・パートナーの決定及び公表等
13. ネーミングライツ導入に伴う費用負担
14. 愛称の使用
15. 契約の解除
16. 指定管理者制度との関係
17. 施行時期

別添1 ネーミングライツ募集手続き フロー図

別添2 寒川町ネーミングライツ・パートナー審査委員会の運用について

《用語の定義について》

このガイドラインにおける用語の定義は次のとおりとする。

- (1) ネーミングライツ 町が所有する施設等に名称を付与する権利をいう。
- (2) ネーミングライツ・パートナー ネーミングライツを取得した企業等をいう。
- (3) 特定募集型 町が指定した施設等についてネーミングライツ・パートナーを募集する方法をいう。
- (4) 提案募集型 町の施設等((3)に規定する施設等を除く。)について企業等からネーミングライツに関する企画提案を募集する方法をいう。

1 趣旨

このガイドラインは、ネーミングライツの適切な導入を図るために、対象施設等や募集の方法、応募者の選定方法等について、基本的な考え方をまとめたものです。

各課等においては、このガイドラインを参考に、ネーミングライツの導入手続きを進めてください。

2 ネーミングライツ導入の目的

厳しい財政状況の中、安定的な財源を確保することにより、施設等の良好な運営に努めます。

3 ネーミングライツの概要

ネーミングライツとは、契約により施設等の名称に企業名や商品名等を冠した愛称を付与される代わりに、ネーミングライツ・パートナーから対価を得て、施設等の運営維持と利用者のサービス向上を図るもので

- (1). ネーミングライツの導入により町が得た対価については、原則として当該施設等の維持管理や運営に充てることとします。
- (2). ネーミングライツ導入後、町は愛称を積極的に使用することとしますが、条例等で定める施設等の名称は変更しません。

4 導入の手続き

ネーミングライツ導入の手続きとして、(1)特定募集型と、(2)提案募集型があります。いずれの場合においても、町ホームページや広報等により広く公表します。

(1). 「特定募集型」の手続きの流れ

- ① 対象施設等の決定
- ② 募集条件の決定(募集要項等の作成)
- ③ ネーミングライツ・パートナーの募集
- ④ 審査委員会の開催
(ネーミングライツ・パートナー候補者(10-(1)注釈を参照してください。)の決定)
- ⑤ ネーミングライツ・パートナー候補者との協議
- ⑥ ネーミングライツ・パートナーの決定
- ⑦ 契約の締結
- ⑧ 施設表示等の変更
- ⑨ 愛称の使用開始

(2). 「提案募集型」の手続きの流れ

- ① 団体等からの提案の募集
- ② 審査委員会による審査(提案に対する採用の可否)
- ③ 提案団体等との協議
- ④ ネーミングライツ・パートナーの決定
- ⑤ 契約の締結

⑥ 施設表示等の変更

⑦ 愛称の使用開始

※ 提案募集型の場合で、町が施設等を決定し、あらためてネーミングライツ・パートナー募集を行うことにより、複数の応募が見込まれる場合(例:大規模で知名度の高い施設など)は、審査の結果、手続きの途中で特定募集型に転換することもあります。

※ 導入手続きのフロー図は「別添1」のとおり。

5 導入対象施設等

- (1). ネーミングライツを導入する対象として、文化施設、スポーツ施設、道路、公園などの町有施設(又はそれらの一部)、またイベントや講座などのソフト事業を想定しています。
- (2). 特定募集型として募集する施設等は、施設の性格、利用者数やメディアに取り上げられる頻度などを考慮して決定するものとし、施設等の名称の設定に特段の経緯があるものや施設等の性格上、愛称を付するのが適当でないと判断するものは対象外とします。

6 ネーミングライツ付与の対価について

特定募集型の場合、他自治体における類似事例や利用者数、メディアに取り上げられる頻度などを考慮し、施設ごとにネーミングライツ料(対価)の最低額(=予定対価)を算定、決定します。

なお、この予定対価の決定については、寒川町庁議規定に基づき、ネーミングライツの導入の可否に併せて庁議に付議し、決定するものとします。

7 契約期間

- (1). 町有施設の場合は、原則3年以上とし、施設の性格等に応じて決定します。ただし、指定管理者制度導入(予定)施設については、指定期間を考慮し、適切な期間を設定します。
- (2). イベントや講座等のソフト事業の場合は、契約締結日から一連の事業が終了する日までとします。

8 愛称

(1). 町民等の理解

親しみやすさや呼びやすさなど、町民等の理解が得られる愛称とします。

(2). 使用を禁止する愛称

愛称が、次のいずれかに該当するものは、ネーミングライツの対象としません。

- ① 法律、法律に基づく命令、条例及び規則に違反するもの
- ② 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- ③ 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの
- ④ 政治性又は宗教性のあるもの
- ⑤ 社会問題その他についての主義又は主張に当たるもの
- ⑥ 当該愛称の内容について町が推奨している等、町民の誤解を招くもの又はそのおそれ

のあるもの

- ⑦ その他、愛称として使用することが適当でないと認められるもの

(3). 愛称の変更

利用者の混乱を避けるため、契約期間内において愛称の変更はできません。

9 ネーミングライツ・パートナーの募集方法等

(1). 募集方法

- ① 募集は、原則公募とし、町のホームページや広報等に掲載することにより行います。
- ② 「特定募集型」の募集は、施設ごとに随時募集を行うこととします。
- ③ 「提案募集型」の募集は、今後募集要件を決定次第、募集を行うこととします。

(2). 応募資格

応募資格を有する者は、原則として法人格を有する団体とします。ただし、次の事項に該当する場合は、応募することができません。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定により一般競争入札の参加を制限されている団体
- ② 指名停止に関する取扱い基準による指名停止等をうけている団体
- ③ 公租公課を滞納している団体
- ④ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による更生又は再生手続きをしている法人（ただし、更生計画又は再生計画が裁判所に承認された場合を除く。）
- ⑤ 法律、法律に基づく命令、条例及び規則に違反している団体
- ⑥ 公序良俗に反する事業を行う団体
- ⑦ 政治性又は宗教性のある事業を行う団体
- ⑧ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に掲げる暴力団及びその利益となる活動を行う団体
- ⑨ 指定管理者制度を導入している施設にあっては、現在の指定管理者の事業目的と競合する団体（ただし、現在の指定管理者及びその関連企業は除く。）
- ⑩ その他、本町のネーミングライツ・パートナーとして不適当と認められる団体

(3). 費用負担

応募に要した経費は、すべて応募者の負担とします。

(4). 募集要項

- ① 特定募集型、提案募集型ともに、応募に必要な事項を記載した募集要項を作成します。
※募集要項等の作成に当たっては、10-(2)「審査項目及び審査ポイント」を参考としてください。
- ② 申請方法や選定手続き等をあらかじめ公表し、選定の透明性の確保に努めます。

(5). 募集期間

募集期間は、次のとおりとします。

- ① 特定募集型…原則として 30 日以上とします。
- ② 提案募集型…通年募集とします。

(6). 応募がなかった場合の取扱い

募集期間を経過しても応募がなかった場合は、募集要項に定める条件を見直し、再度の公募を実施するか又は募集を取りやめます。

10 選定方法

(1). 審査委員会の設置

ネーミングライツの導入に際し、提案に対する採用の可否(提案募集型の場合)やネーミングライツ・パートナー候補者(注1)の決定(特定募集型の場合)等について審査・選定を行うため、寒川町ネーミングライツ・パートナー審査委員会(以下「審査委員会」といいます。)を設置します。

審査委員会の委員長は副町長を、委員は町長室長、企画部長、総務部長、町民部長、子ども育成部長、健康福祉部長、環境経済部長、都市建設部長、議会事務局長及び教育次長をもって充てることとします。

また、審査・選定に当たっては、必要に応じて関係者や助言者等の出席及び意見を求めることがあります。

(注1)ネーミングライツ・パートナー候補者とは、応募者のうち、ネーミングライツ・パートナーとしての適格があり、かつ有利な条件で契約を締結することができる者として、他の応募者に優先して町が契約交渉を行う団体等をいいます。

(2). 審査項目及び審査ポイント

次の視点で審査項目を定め、総合的に判断します。

なお、応募者が1者の場合でも、審査委員会においてネーミングライツ・パートナーとしてふさわしいか否かについて審査・選定を行います。

① 応募団体等

《審査ポイント》

- A) 応募資格は適正か
- B) 応募団体等の経営は健全か
- C) 施設と応募団体等の理念・事業内容等がマッチしているか など

② 応募の趣旨

《審査ポイント》

- A) 本町のネーミングライツの目的に沿っているか など

③ ネーミングライツを導入する対象施設(「提案募集型」のみ)

《審査ポイント》

- A) 施設の設置目的や経緯からみて、導入が妥当な施設かどうか など

④ 愛称

《審査ポイント》

- A) 親しみやすいか、分かりやすいか、呼びやすいか

B) 施設の管理運営に支障が生じないか など

⑤ ネーミングライツ料

《審査ポイント》

- A) 予定対価以上となっているか
- B) 応募金額は妥当か
- C) 町の負担経費相当額(サイン表示板架替え費用等)と比較して妥当か
など

⑥ 導入期間

《審査ポイント》

- A) 安定したネーミングライツ運用が図られる期間か など

⑦ 関係者等への配慮

《審査ポイント》

- A) 関係者や運営状況及び事業内容等に配慮しているか など

※運用の詳細については、別添 2「寒川町ネーミングライツ・パートナー審査委員会の運用について」を参照。

11 提案募集型における回答

提案募集型への応募に対し、不採用又は特定募集に転換する場合は、応募を受けた日から、原則3か月以内に理由を付して文書で回答します。

12 ネーミングライツ・パートナーの決定及び公表等

- (1). ネーミングライツ・パートナーの決定と契約の締結 特定募集型においてネーミングライツ・パートナー候補者との協議が整った場合、又は提案型募集において提案が採用され、かつ、特定募集型への移行が行われなかった場合には、当該団体等をネーミングライツ・パートナーとして決定し、ネーミングライツに関する契約を締結します。なお、当該ネーミングライツ・パートナーは、次回期間の契約について、優先的に交渉できることとします。
- (2). ネーミングライツ・パートナーの公表 ネーミングライツ・パートナー決定後、すみやかに当該団体等の名称、施設の新名称(愛称)、ネーミングライツ料、契約期間等を町ホームページ、広報等により公表します。

13 ネーミングライツ導入に伴う費用負担

町とネーミングライツ・パートナーの費用負担は、次によるものとします。

区 分	町 ネーミングライツ・パートナー
敷地内外の看板等の表示変更	○
契約期間終了後の原状回復	○
契約後に新たに作成するパンフレット、封筒などの印刷物 や HP 等 の表示変更	○

- (1). 敷地外の看板等の表示変更は、ネーミングライツ・パートナーと町や関係機関とが協議の上、

変更可能な表示について行います。また、新規看板等の設置については、設置の可否も含めて協議します。

- (2). ネーミングライツ・パートナーが負担する上記費用については、ネーミングライツ料の他に別途負担していただきます。
- (3). すでに作成されている印刷物やHP等の表示については、原則、費用の発生しない範囲において変更するものとしますが、必要に応じて協議を行います。

14 愛称の使用

愛称については、町が積極的に使用するとともに、関係機関への周知と使用を促します。

15 契約の解除

ネーミングライツ・パートナーの信用失墜行為等に伴い、当該施設のイメージが損なわれるおそれが生じた場合、町は契約満了を待たず契約を解除することとします。

その場合における、原状回復に必要な費用はネーミングライツ・パートナーが負担するものとします。

16 指定管理者制度との関係

指定管理者による管理が行われている施設に対しネーミングライツを導入しようとする場合は、原則、現指定管理者をネーミングライツ・パートナーとします。(指定管理者が共同企業体である場合は、共同企業体内での協議を行ったうえで、共同企業体内の一部の団体等をネーミングライツ・パートナーとすることができます。)

この場合において、ネーミングライツ導入に係る手続きや対価等は本ガイドラインに基づくものとし、指定管理者の手続きや指定管理料とは別に取り扱うものとします。

ただし、現指定管理者にネーミングライツの意向が無い場合においては、同管理者と協議のうえ、本ガイドラインに基づく募集を行うことができます。

なお、指定管理者制度の導入・更新手続き中である場合は、指定管理者候補者を上記内容に準じて取り扱うこととします。

17 施行時期

このガイドラインは、平成28年9月1日から施行します。

ネーミングライツ募集手続き フロー図

